

連載 海外事業リスクをチェックする

インド進出における

法務の基礎知識

インドに事業拠点を設立する際の各拠点の要件・手続きについて解説する。

弁護士 琴浦 諒

第3回
事業拠点の
設立要件・手続き

前回までは、各事業拠点の特徴を中心に解説を行ってきたが、今回からは、実際に事業拠点を設立する場合の要件および手続きについて解説を行う。

なお、各事業拠点の設立要件および設立手続の概要については、51頁図表を参照されたい。

〈前号から続く〉

4 各事業拠点の 設立方法

(1) 駐在員事務所 (Liaison Office) ／支店 (Branch) の設立要件

現在のインドの外資規制上は、どのような外国会社でもインドに駐在員事務所を設立できるわけではなく、以下に記す一定の要件を満たす外国会社のみが、インドで駐在員事務所または支店を設立す

ることができる。とされている。

二〇〇九年十二月三〇日付で発行され、二〇一〇年二月一日付で施行された、インド準備銀行 (RBI) の通達 (RBI/2009-2010/278 A.P. (DIR Series) Circular No.23)

(注1) によれば、外国会社に対するインドでの駐在員事務所／支店の設立認可の可否は、「基本的基準 (basic criteria)」と「追加的基準 (additional criteria)」の二つの資格基準 (eligibility criteria) によって判断される (注2)。

まず始めに「基本的基準 (basic criteria)」では、インドに駐在員事務所または支店を設立しようとする外国会社の主要な事業内容が、インドにおける外国直接投資 (FDI) 規制上、一〇〇%のFDIが認められている業種であるかどうか判断基準となる。

具体的には、当該外国会社の主要な事業内容が、一〇〇%のFDIが認められている業種である場合、認可は自動ルート (automatic route) により行われ、後述する追加的基準における実体要件が満たされており、また申請手続が適正に行われている限り、通常、不認可となることはない。

ことら・りょう 2002年京都大学法学部卒業。2003年弁護士登録、アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所。2009年コロンビア大学ロースクールLL.M。2010年ニューヨーク州弁護士登録。インド現地の法律事務所での勤務経験を生かし、日本企業によるインドへの進出、現地企業買収、契約締結、労務管理、知的財産権管理等に関するアドバイスを多数行っている。

一方、当該外国会社の主要な事業内容が、一〇〇%のFDIが認められていない業種である場合、

インド準備銀行は、インド政府金融省 (Ministry of Finance) と協議の上、駐在員事務所または支店設立の認可の可否を検討することとされており、この場合、実体要件や適正な申請手続が満たされていたとしても、インド政府およびインド準備銀行の裁量的判断により、不認可となる可能性がある。

次に、「追加的基準 (additional criteria)」として、当該外国会社において「実績 (track record) と純資産 (net worth) の二つの実体要件を満たしているかどうかを判断される。それぞれの詳細は、以下のとおりである。

① 実績 (track record)

(ア) 駐在員事務所

本国の直近三年間の会計年度において、連続して利益計上の実績があること (a profit making track record during the immediately

preceding three financial years in the home country)。

(イ) 支店

本国の直近五年間の会計年度において、連続して利益計上の実績があること。

② 純資産 (net worth)

(ア) 駐在員事務所

五万米ドル相当額以上 (not less than USD 50,000 or its equivalent) の純資産 (注3) を有すること。

(イ) 支店

一〇万米ドル相当額以上の純資産を有すること。

なお、前記追加的基準の実績および資産の実体要件の数値は、あくまでも原則であり、この要件を満たしていない外国会社であってもインド準備銀行の裁量により、駐在員事務所または支店の設立が認められることもある。この場合、通常と異なる条件 (駐在員事務所の場合、認可期間が一般的な期間である三年間ではなく二年間となるなど) が付されることもある。

また、ある外国会社において、自社 (子会社) では前記要件は満たさないものの、親会社が前記要件を満たしている場合には、親会社から「Letter of Comfort (支援念書)」を発行してもらうことにより、前記要件を満たしたものとみなすことができる。

例えば、シンガポールに子会社を持つている日本企業が、当該シンガポール法人の駐在員事務所または支店をインドに設立しようとする場合、当該シンガポール法人が前記実体要件を満たしていなくても、親会社である日本企業が満たしていれば、日本企業が「Letter of Comfort」を発行することにより、当該シンガポール法人によるインドでの駐在員事務所または支店の設立が認められる可能性がある。

(注1) 同通達は、下記インド準備銀行 (RBI) のウェブサイトで参照できる。

▶ <http://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/3109APDIR23.pdf>

(注2) 本通達以前は、駐在員事務所 / 支店の設立認可基準としては「基本的基準 (basic criteria)」のみが公表されており、「追加的基準 (additional criteria)」に相当する基準は公表されていなかった。もっとも、そのことは実体要件の不存在を意味するものではなく、実際には、インド準備銀行 (RBI) による駐在員事務所 / 支店の設立認可の可否の審査にあたって、設立申請を行っている外国会社が本国においてどの程度の利益を計上しているか、また資産を保有しているかは、考慮の対象とされてきた。そのため、本通達は、これまで不明確であった審査における実体要件を明確に数値化したものであると評価できる。

(注3) 「純資産 (net worth)」は、同通達上「公認会計士またはどのような名称であるかにかかわらず登録を受けた会計実務家によって認証された、最新の監査済貸借対照表または財務諸表上の払込資本金および準備金の合計から、無形固定資産を控除したもの (total of paid-up capital and free reserves, less intangible assets as per the latest Audited Balance Sheet or Account Statement certified by a Certified Public Accountant or any Registered Accounts Practitioner by whatever name)」という定義されている。



(2) 駐在員事務所／支店の設立手続

前記インド準備銀行の二〇〇九年一月三〇日付通達(RBI/2009-2010/278 A. P. (DIR Series) Circular No.23)によれば(注4)、駐在員事務所または支店の設立申請は、原則として「承認取引者カテゴリーI銀行(Authorized Dealer Category-I Bank)」に対して、申請書および添付書類を提出することにより行われる。ただし、銀行または保険会社の支店設立の場合には、例外として、申請書類はインド準備銀行または保険規制開発局(IRDA)に直接提出されなければならない。

「承認取引者カテゴリーI銀行」とは、「インド準備銀行から都度発行される指示に基づいて、すべての当座勘定取引および資本勘定取引を行うことが、インド外国為替管理法10条1項により、認められている銀行(指定された商業銀行(Commercial Bank)、国立銀行(State Bank)または都市協同銀行(Urban Cooperative Bank))」をいう(注5)。

平たく言えば、承認取引者カテゴリーI銀行とは、インド準備銀行

行により、外為取引を扱うことを認められている銀行である。一般に、インド国内の大手銀行であれば、通常この認可を受けているため「承認取引者カテゴリーI銀行」中大手の銀行」と考えてよい(注6)。なお、二〇一一年七月現在、日系の銀行で、インドにおいて承認取引者カテゴリーI銀行として認可を受けているのは、みずほコーポレート銀行および三菱東京UFJ銀行の二行である。外国会社が、駐在員事務所または支店の設立を、ある承認取引者

カテゴリーI銀行に対して申請した場合、承認取引者カテゴリーI銀行は、申請者の背景、支配株主の素性、活動内容および場所、資金源などについて精査を行い、さらに本人確認を行った上で、自身のコメントおよび推薦を付し、インド準備銀行に申請書類を回付する(注7)。

インド準備銀行は、承認取引者カテゴリーI銀行からの申請書類の回付を受け、承認取引者カテゴリーI銀行によるコメントおよび推薦を考慮の上、駐在員事務所

または支店の設立認可の可否の判断を行う。

インド準備銀行は、駐在員事務所や支店の設立認可について、最終的な裁量判断権限を有している。そのため、申請者が、設立要件の基本的基準および追加的基準の双方を満たしており、かつ承認取引者カテゴリーI銀行による推薦を得ていたとしても、インド準備銀行が必要と考えるその他の要件(必ずしも通達に明文で規定されていないものに限らない)が満たされていないと判断される場合、設立が

(注4) 同通達以前は、外国会社による駐在員事務所や支店の設立申請は、Form FNC-1と呼ばれる書式を、直接インド準備銀行(RBI)に提出して行うものとされていた。しかしながら、同通達以降、外国会社は、Form FNCと呼ばれる書式(同通達に別紙Cとして添付。内容はForm FNC-1とほぼ同様)を、承認取引者カテゴリーI銀行に提出し、承認取引者カテゴリーI銀行が、申請者の身元確認や書類の確認を行った上で、インド準備銀行に提出するという手続きを踏まなければならないことになった。すなわち、インドに駐在員事務所や支店を設立しようとする外国会社は、申請書類を直接インド準備銀行に対して提出するのではなく、承認取引者カテゴリーI銀行を経由して提出しなければならないことになった。

(注5) 本定義は、インド政府商工省(MCI)の産業政策促進局(DIPP)発行の統合版外国直接投資方針(Consolidated FDI Policy)に規定されている。

(注6) 承認取引者カテゴリーI銀行の一覧は、下記インド準備銀行のウェブサイトにて参照可能である。
▶ <http://www.rbi.org.in/Scripts/CategoryI.aspx>

(注7) 駐在員事務所または支店の設立申請を受けた承認取引者カテゴリーI銀行は、当該駐在員事務所または支店が存続する間、送金や口座管理にかかわる手続きを担当することになるのが通常である。これらの送金にかかわる手数料収入や、その後の取引関係の継続への期待等から、承認取引者カテゴリーI銀行に対して駐在員事務所や支店の設立を依頼する場合に、設立手続自体についての手数料支払いを要求されることはあまりないようである。



図表 インドにおける事業拠点の設立要件および設立手続

事業拠点の種類	会社	駐在員事務所	支店	プロジェクトオフィス
実績要件	なし (外国会社本体が赤字でも設立可能)	本国の直近3年間の会計年度において、連続して利益計上の実績があること	本国の直近5年間の会計年度において、連続して利益計上の実績があること	なし (ただし、インド準備銀行の事前承認なくして設立する場合、別途の要件を満たすことが必要)
資産要件	なし (資本金の払込みさえなされればよい)	5万米ドル相当額以上の純資産	10万米ドル相当額以上の純資産	なし (ただし、インド準備銀行の事前承認なくして設立する場合、別途の要件を満たすことが必要)
設立手続	インド企業省およびインド会社登記局への設立申請	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたインド準備銀行への設立申請	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたインド準備銀行への設立申請	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたインド準備銀行への設立申請
登記の要否	必要 (当該会社自身の登記)	必要 (外国会社の事業拠点である旨の登記)	必要 (外国会社の事業拠点である旨の登記)	必要 (外国会社の事業拠点である旨の登記)

認可されないこともある。もっとも、特別な事情がない限り、設立要件を満たしており、かつ承認取引者カテゴリーI銀行の推薦が得られている場合には、駐在員事務所または支店の設立は認可されることが通常である。

設立要件を満たしており、かつ申請書類に不備がなければ、通常、設立申請から二〜三カ月以内に、インド準備銀行により駐在員事務所または支店の設立が認可され、設立認可書が発行される。

なお、二〇一〇年以降、すべて

の外国会社の支店および駐在員事務所にはIDナンバーとして、固有特定番号(Unique Identification Number (UIN))が割り振られている。UINは、インド準備銀行が支店および駐在員事務所を統括的に管理するための番号であり、支店または駐在員事務所から承認取引者カテゴリーI銀行を通じてインド準備銀行に提出されるすべての書類(毎年の活動認証報告など)には、当該支店または駐在員事務所のUINを記載する必要がある。

